

平成26年4月からの 新しい国民健康被保険証を送付します。

国民健康保険被保険者（保険証）は有効期限が平成26年3月31日までとなっています。新しい保険証は、3月下旬までに書留郵便で世帯の加入者全員分をまとめて世帯主の方に郵送いたします。70歳以上74歳以下の方には保険証と一緒に高齢受給者証（白色）を郵送します。

新しい保険証

新しい保険証はうぐいす色になります。

お手元に届きましたら、記載内容を十分お確かめのうえ、台紙からはがして4月以降医療機関へかかる際には新しい保険証をお使いください。

※本年度中に75歳になられる方は有効期限が異なります。

古い保険証

有効期限が過ぎたら、お手数ですが役場へご持参いただくか、ハサミ等で細かく刻んで破棄してください。

70歳～74歳の方の窓口負担の見直しについて

制度改正により70歳～74歳の方が医療機関で治療を受けた時などにお支払いただく窓口負担については、平成26年4月から2割負担に見直されました。

※4月1日までに70歳以上になっている人は、1割負担のままです。

※現役並み所得者の医療費の自己負担割合は、3割です。

進学・就職される学生さんへ

就学のため、町外に住民票を異動する場合は学生用保険証の申請を忘れないでください。引き続き学生用保険証を必要とする方も申請が必要です。（国民健康保険証・印鑑・[在学証明書](#)が必要です。）

就職される方で社会保険に加入されたら、国民健康保険の喪失手続きをしてください。手続きがないと社会保険料と国民健康保険税を二重に支払うこととなります。（国民健康保険証・印鑑・[社会保険の保険証](#)又は[社会保険加入連絡表](#)が必要です。）

お問合せ 住民課国保年金係 ☎66-3405（直通）

健康保険の加入等の手続きは14日以内をお願いします。

- ◆南部町では医療費が増加傾向です。ふくれあがる医療費の約3割を薬剤費（薬局調剤分を含む）が占めていることをご存じですか？医療費の多くを占める薬剤費軽減の為、ジェネリック医薬品をお使い下さい。ジェネリック医薬品とは、新薬と同じ効果をもちながら低価格な薬です。

